

南種子町農業委員会平成 26 年 11 月総会議事録

1. 開催日時 平成 26 年 11 月 19 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 27 分

2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
	11 番	小脇 又男	12 番	小山 重和	

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 4 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の申請について

議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第 4 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号8番、西田
事務局長 暁委員。10番、白川 秋信委員を指名します。

議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。

事務局長 それでは諸般の報告を別紙にて報告いたします。10月15日、平成26年度市町村農業委員会農地・組織担当者研修会が13時30分から鹿児島市で開催され、係長が出席しております。内容については、農業委員会をめぐる情勢と平成27年度予算状況、農地台帳・地図システムの整備・公表、農地流動化・遊休農地対策の取り組みについて、農地中間管理事業の推進についてであります。16日、南種子町第5次長期振興計画策定委員会が15時から中央公民館で開催され、局長・係長が出席しております。10月20日、平成26年度農業者年金基金考査指導が11時15分から町研修センターで行われ、局長が対応しております。内容につきましては、独立行政法人農業者年金基金考査指導ということで、内容につきましては、農業者年金事務処理並びに業務委託費考査指導であります。同月21日、平成26年度農業委員と認定農業者との語る会が17時から〇〇旅館で開催され、農業委員・職員が出席しております。同月23日、平成26年度南種子町観光物産館建設工事竣工式が10時から観光物産館で開催され、会長・局長が出席しております。同月24日、県農業会議10月定例常任委員会会議が13時30分から鹿児島市で開催され、局長が出席しております。内容につきましては農地法5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。同月27日、人・農地プラン及び担い手への農地集積検討会が10時から西之表市で開催され、局長・係長が出席しております。同月31日、かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針見直し意見交換会が9時30分から西之表市で開催され、係長が出席しております。

11月2日～3日、南種子町ふるさと祭が8時30分から中央公民館で開催され、農業委員・職員が出席しております。内容については農業委員会情報提供資料展示、ふるさと祭・お祭り広場にて郷土料理からいも餅配布等であります。11月5日、現地調査、9時から町内で行われまして、出席者については会長、高田農地部長、寺田・池亀・古市・小山・中里・石堂委員・事務局であります。内容につきましては、農地パトロール。11月については重点期間ということで、定められた月になります。3条・5条・非農地・奨励金・現況確認であります。11月7日、第12回町水稻部会総代会が17時から、〇〇旅館で開催され、会長が出席しております。同月11日、平成26年度第61回熊毛地区植樹祭が10時10分から農業者トレーニングセンターで開催され、会長・局長が出席しております。同月12日、種子島糖業振興会幹事会・臨時総会が10時からと13時30分から中種子

町で開催され、会長・局長が出席しております。内容につきましては、平成 26 年・27 年期さとうきび生産見込みと操業計画と出荷計画についてであります。11 月 12 日～13 日、平成 26 年度(有) A 取引先視察調査検討会、(有) A 南種子町農業展開検討会が町研修センターで開催され、局長、係長が出席しております。同月 17 日～18 日、平成 26 年度県農業者年金協議会視察研修会ということで、長崎県のほうに、会長・局長が出席しております。内容につきましては、長崎県農業者年金加入推進活動取り組み状況についてであります。詳細等につきましては、また全員協議会なりで報告いたしますので、よろしく願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

議 長 諸般の報告が終わりました、この件の質疑については、この後開催されます全員協議会で取り上げたいと思います。

議 長 日程第 3、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 4 号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。議案第 1 号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 それでは資料のほうは 2 ページをお開きください。議案第 1 号は農用地利用集積計画の承認について、平成 26 年 11 月 28 日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権 8 件・使用貸借権 2 件・賃貸借権 期間借用 3 件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料は 4 ページをご覧ください。農用地利用集積計画 賃貸借権 8 件、整理番号 3 番から整理番号 10 番について、説明いたします。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画(案)の賃貸借、使用貸借、賃貸借(期間借用)について内容を説明】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 1 号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請(委員会許可)について、譲渡人・B、譲受人・C 外4件を議題とします。議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。24 ページをお開きください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転が4件、使用貸借が1件です。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

【議案第2号、議案書をもとに朗読】

これらの件につきましては別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、小山委員。

12番委員 はい。説明いたします。整理番号1番。先ほど事務局の河野君からも説明があったと思いますが、譲受人のCさんと譲渡人のBさん、これは親子関係となります。Bさんも87歳と高齢で、田んぼとか維持するのは無理だということで、娘さんに対価無償ですね。使用貸借の10年間をお願いしたいということで、まあ〇〇というところで若干、15キロと距離はあるんですが、軽トラもあるし、十分に管理していくものと思います。田んぼに使うコンバインも、トラクターも許可申請地の近くにですね。ちゃんと倉庫もありましたので、何ら問題となる事案ではないかと思えますので、ご検討をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 整理番号2番、池亀委員。

2番委員 はい。□□から〇〇に向かって、〇〇のほうに場所はあるんですが、これはあの〇〇の人が買います。これは元々、2人は昔からの知り合いで、それでまあよく面倒をみておった。それで80過ぎて、それで中々後を引き取る人もいないということで、本人がじゃあ、わたしが後を取るということで、それでまあ少しでもお金をということで、まあ20万円ですか、で、買い受けた所存であります。後は色んな個人情報になりますんで、後は又お聞きしたいことは個別に。以上です。

議 長 整理番号3番・5番、古市委員。

4番委員 3番のほうから行きます。Dさん、ちょうどあの兄さんがEさんで、この間亡くなりまして、それでその子供さんがFさん。〇〇からお嫁さんもらったんですけど、この人が離婚をされまして、財産を息子さんのほうにと言ったけど、息子さんのほうが放棄して要らないということで、そういう関係でDさんのほうが面倒を見るようになりました。よろしく申し上げます。

それと整理番号5番。Gさん。これはGさんのお父さんがHといったんですけど、このお父さんがIさんの長男坊に当たりまして、Iさんがお父さんの後を全部引き継いでいたんですけど、(Iさんの)長男が親からもろうたんですけど、それを名義変更していなくて、その名義変更をするということで、よろしく願います。

議 長
1番委員

整理番号6番、寺田委員。

整理番号6番につきましては、この申請地は以前よりJ氏が耕作をしておりますのでこの度名義変更のための申請がありまして、今後ともJ氏が耕作をしていくものと思われまます。以上です。

議 長
議 長

以上で担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長
7番委員

はい。石堂委員。

2番の件で色々調べたんですけども、この件について、この同じような案件が出たんですね、以前に。その時にこの知り合いの方から、わたしは相談を受けまして、相談に乗った結果、このKさんがLさんの面倒を見ている、まあ体が不自由なものですから、その病院に連れて行ったり、面倒を見ているということで、畑をLさんがじゃああげるわあちゅうところで、前そういう案件がちょっと出まして、で、Lさんの子供さんは他所にいます。それでちょっと問題になりまして、取り下げになったんですけども、今回また案件が出たもので、わたしもまた池亀委員の担当ではありますけれども、わたしもちょっと相談に、どうなっているのかということ聞きに行きました。

2番委員

それでは、お答えいたします。今からお話しすることを人に口外をしないでください。

7番委員
議 長

はい。口外いたしません。

はい。それでは懇談に入ります。

議 長
議 長
7番委員

はい。懇談を解きます。他に質疑ありませんか。

石堂委員、よろしいですか。

はい。

議 長

Kさんは十分、通って耕作するというので、担当委員の方から説明されました。他に質疑ありませんか。

議 長

異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・M、譲受人・N 外1件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。39ページをお開きください。今月の農地法第5条の許可申請は2件です。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

【議案第3号、議案書をもとに朗読】

詳細につきましては次のページからの資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、池亀委員。

2番委員 はい。今説明のあったとおりでございますが、N君がMさんの田んぼを購入して家を建てるということですが、またNさんの息子さんとMさんの奥さんが姪っ子に当たります。ということで、なるべくその親戚の家が近いところがいいということで、場所的には(周囲に)家があって非常に良い場所なんです。ところが田んぼということで、まあ少し水が湧いたりする面がございます。それから排水もありますので、家が出来たら排水対策をして周りに迷惑を掛けないということで、しっかりやるということですので、よろしく願いをいたします。

議 長 整理番号2番、石堂委員。

7番委員 はい。2番について、事務局から説明があったとおりでございますけれども、(株)Oの駐車場が足りないということで、隣の農地を最初は相談をしたようですけれども、名義が変わらなくて取得できないということで、道を挟んでですけれども、反対側の農地を取得という、今回の案件でございます。周りの田んぼは少し排水が悪いところなものですから、今回ここに埋め立てをして駐車場を作った場合の排水関係について、少々心配があるんですけれども、(株)Oさんのほうがちゃんと排水路も設置するということですので、また隣り合う農地の方々については説明会を行うということですので、差し支えないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
(「はい。」の声あり)

議 長 はい。高田委員。

9番委員 えっと整理番号2番の譲受人の住所・氏名です。「有限会社」であるか、「株式会社」であるか。そこをはっきりしてください。

議 長 はい。事務局。

事務局 はい。その部分ですけれども、正しくは「株式会社〇」になります。訂正をよろしくお願いします。

9番委員 はい。分かりました。

議長 他にありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 はい。白川委員。

10番委員 この土地を売買する場合の対価やけど。これは買う人、売る人、当事者の話で決まるんですか。それとも平均的な地価というのは、どれぐらいですか。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。南種子町の農業委員会のほうでは、土地の売買価格を特に公表していませんので、売買価格に関しましては、当人同士で話し合っ、幾らにしますというのを決めてもらっているところです。

議長 よろしいですか。白川委員。

10番委員 はい。

議長 他にありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 はい。小山委員。

12番委員 この駐車場は大変良いと思いますが、隣接する田に迷惑が掛からないように、排水対策をきちっとしてトラブルの無いようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 そこら辺は何か、書類関係があるんですか。

事務局 はい。以前、去年の1月に、この〇〇の部分で農振地除外という形で総合農政課のほうから説明があったんですけど、この時に除外の関係で、同意書という形で、ここに建物を建てるということで同意書ももらっていますので、同意書に関しては貰っている状態であります。

議長 同意書はもらっているけれども、その排水とか用水とか、それに隣の田んぼに迷惑を掛けないようにしないという確約というか、あるんですか。

事務局 今のところ、確約という形での書類は無いんですけども、(株)〇さんのほうも周りの農地に迷惑が掛からないように排水を行うとのことでしたので、申請を挙げているところです。

議長 小山委員、よろしいですか。

12番委員 はい。51ページに書いていますとおりです。分かりました。

議長 はい。他に。他にありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。はい。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については、全員賛成ですので原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議長 日程第6、議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人・Pを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。54ページをお開きください。議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、資料を読み上げます。

【議案第4号、議案書をもとに朗読】

字図に関しましては55ページに添付をしています。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。中里委員。

3番委員 それでは説明します。Pさんの申告した農地の現況説明を簡単にいたします。Pさんが申請した4筆の農地は、昭和50年以前から何も耕作されておらず、放置された状態で、まあ現在では、周囲の土地と境界線すら分からないほど荒れた耕作放棄地の中にあり、農地として再利用することは不可能と考えられます。皆さん、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
(「はい。」の声あり)

議長 はい。石堂委員。

7番委員 はい。私は現地調査に廻ってないものですから、ちょっとお尋ねしますけれども、この図面を見た状態では、周りも畑一面がほとんどですが、最後の58ページでは周りが山林ですけれども、外は大方田んぼとか畑とか周りもなっているんですが、周りの農地の状態を教えてください。

3番委員 はい。周囲も同じように耕作放棄地も、下中で1番耕作放棄地の多い場所です。周囲ももう2町歩くらいかな、周りも耕作放棄地。2か所はな。それで後の2か所は山林に山に囲まれ窪地になり、農地としては到底利用出来ない状態です。

議長 石堂委員。よろしいですか。

7番委員 はい。

議長 はい。他に。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。小山委員。

12番委員 はい。5日の日に現地立会いをして、現況も見ましたので、やむを得ない耕作放棄地というか、かなりこれから畑に戻すのは大変じゃないかと思っておりますので、私としてはこれでいいんじゃないかと思っております。

議長 はい。他にありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。はい。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については、原案どおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第5号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・事務局 Qを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。
事務局 59ページをお開きください。議案第5号 農地流動化奨励金交付申請について説明します。

【議案第5号、議案書をもとに朗読】

現地調査において、耕作されていることを確認しておりますので問題はないと思います。以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議あります。」の声あり)

議長 はい。池亀委員。

2番委員 ありますというか、これでいいとは思いますが。農地中間管理機構の、例えばですよ。この人の年齢が84歳である。それで農地中間管理機構をまず利用したら、もっと何かいい方法があると思います。そういうのはどうですか、事務局といたしましては。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。農地中間管理事業につきましては、総合農政課のほうを担当する訳なんですけれども、今回、Qさんの土地の所在が〇〇ということで、1筆になっております。中間管理事業につきましては、2筆以上を貸出しをした場合、奨励金のほうがあるという形になっていきますので、今回の分については、町単独の奨励金を交付していくということになります。

2番委員 はい、分かりました。

議長 はい。他にありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。

